

事業再構築補助金

補助事業により取得した資産について

「財産処分」となる参考例

令和8年5月

事業再構築補助金事務局

# 補助事業により取得した資産について

## 注意すべきポイント

- 補助事業により取得した資産（取得財産）は、原則として専ら補助事業に使用される必要があります。
- 取得した資産を既存事業等、補助事業以外で用いたり、譲渡や破棄等の処分をする場合は、事務局に「財産処分」の承認を得る必要があります。
- 事務局の承認を得ずに処分をした場合、交付決定を取り消される場合があります。

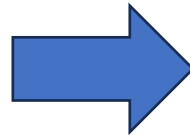
### 「財産処分」の承認を得る必要がある処分

目的外使用（転用）	処分制限財産の所有者の変更を伴わない目的外使用（補助事業以外の使用）をすること。
譲渡（有償・無償）	処分制限財産の所有者の変更をすること。 ※有償の場合が売却に当たります。
交換	処分制限財産と他人の所有する他の財産を交換すること。
貸付（有償・無償）	処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更をすること。
担保に供する処分	処分制限財産に対する抵当権その他の担保権を設定すること。
廃棄	処分制限財産（設備に限る）の使用を止め、廃棄処分すること。

# 「財産処分」となる参考例①

補助事業により取得した資産を**目的外使用（転用）**した場合

- カフェ店舗を営む A 社は、コロナ禍におけるテイクアウトのニーズに対応した洋菓子のテイクアウト店の開設を目的に、店舗の改装工事や厨房機器の購入等を内容とする補助事業を実施し、補助金の交付を受けた。
- その後、テイクアウト店に係る赤字が拡大したなどとして、補助事業であるテイクアウト店を閉店し、補助事業により取得した店舗及び厨房機器を**既存事業等にのみ使用した**。



- 補助事業により取得した資産
  - ・テイクアウト専門店の店舗改装
  - ・設備機器の購入 等

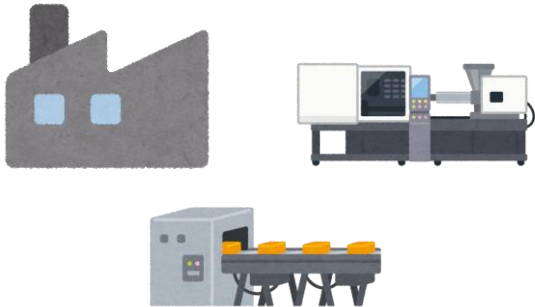
- 補助事業により取得した資産を既存事業転用
  - ・テイクアウト専門店をカフェに改装
  - ・設備機器をカフェに利用

補助事業により取得した資産を、補助事業以外に使用する場合は、事前に事務局から「[財産処分](#)」の承認を得ることが必要です。

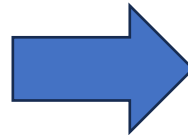
## 「財産処分」となる参考例②

補助事業により取得した資産を譲渡や貸付けをした場合

- B社は、新事業分野への展開を目的に、新製品開発のための工場の建設、専用の機械設備の購入等を内容とする補助事業を実施し、補助金の交付を受けた。
- 実際には、取得した一部の機械設備を使用する必要がなかったことから、**第三者に譲渡または貸付け**を行った。



- 補助事業により取得した資産
  - ・専用工場の建設
  - ・設備機器の購入 等



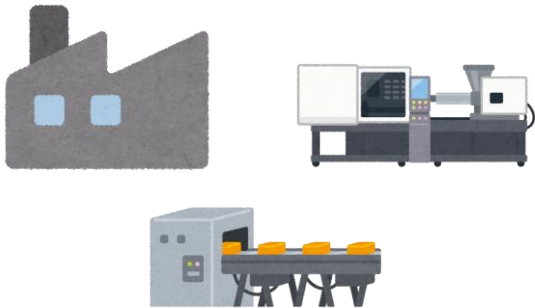
- 補助事業により取得した資産の譲渡または貸付け
  - ・機械設備（一部）

補助事業により取得した資産を譲渡、貸付けする場合は、事前に事務局から「[財産処分](#)」の承認を得ることが必要です。

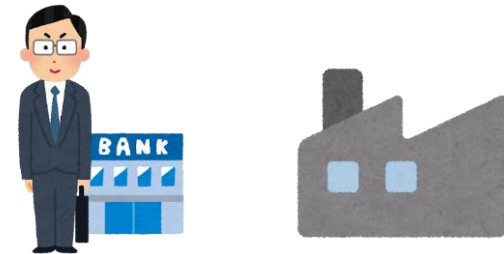
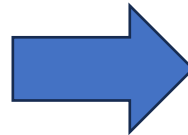
## 「財産処分」となる参考例③

補助事業により取得した工場に**担保権**を設定した場合

- C社は、新事業分野への展開を目的に、新製品開発のための工場の建設、専用の機械設備の購入等を内容とする補助事業を実施し、補助金の交付を受けた。
- その後、**建設した工場に担保権を設定した。**



- 補助事業により取得した資産
  - ・専用工場の建設
  - ・設備機器の購入 等



- 補助事業により取得した資産の担保権設定
  - ・建設した専用工場

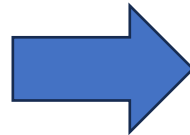
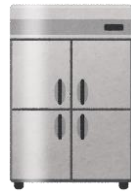
**事業計画実施期間中に、補助事業により取得した資産に担保権を設定する場合は、事前に事務局から「[財産処分](#)」の承認を得ることが必要です。**

※ 補助事業実施期間中に担保権を設定する場合、補助事業遂行のため必要な資金調達をする場合に限り、「担保権設定」の手続きを行うことで担保権の設定が可能です。ただし、根抵当権や譲渡担保権の設定はできません。

## 「財産処分」となる参考例④

補助事業により取得した資産を**廃棄**した場合

- カフェ店舗を営む A 社は、コロナ禍におけるテイクアウトのニーズに対応した洋菓子のテイクアウト店の開設を目的に、店舗の改装工事や厨房機器の購入等を中心とする補助事業を実施し、補助金の交付を受けた。
- その後、**取得した厨房機器が不要になったことから廃棄した。**



- 補助事業により取得した資産
  - ・テイクアウト専門店の店舗改装
  - ・設備機器の購入 等

- 補助事業により取得した資産を廃棄
  - ・不要になった設備機器

補助事業により取得した資産を、補助事業以外に使用する場合は、事前に事務局から「[財産処分](#)」の承認を得ることが必要です。

# お問い合わせ先

- ◆ 事務局の承認を得ずに処分（目的外使用や廃棄等）をした場合、交付決定を取り消される場合があります。
- ◆ 事例のケース以外にも処分と判断される場合があります。
- ◆ ご不明な点がございましたら、事業再構築補助金事務局にお問い合わせください。
  - 事務局ポータルサイト <https://jigyousaikouchiku.go.jp/>
  - よくあるご質問 <https://jigyousaikouchiku.go.jp/faq.html>

## コールセンター

<ナビダイヤル> **0570-012-088**

< IP電話用 > **03-4216-4080**

受付時間：09:00～18:00（土・日・祝日は除く）